

一般社団法人 福井県自動車会議所 定款

第1章 総則

(名 称)

第 1条 この法人は、一般社団法人福井県自動車会議所（以下、本会議所という。）と称する。

(事務所)

第 2条 本会議所は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3条 本会議所は、福井県における自動車各般の健全にして調和のある発達を図るため、自動車に関する課題に取り組み、自動車に関する事業を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4条 本会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車に関する調査研究及び普及啓発
 - (2) 自動車に関する事業者間及び関係官庁との連絡協調
 - (3) 自動車に関する諸問題についての審議及びその実行促進
 - (4) 自動車に関する意見の公表及び関係官庁への要望提言
 - (5) 自動車の検査及び登録に対する協力
 - (6) 福井県自動車会館の運営
 - (7) 自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車重量税印紙、郵便切手類及び収入印紙の売り捌き事業
 - (8) 自動車税申告書審査等事業及び自動車税収納事業
 - (9) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福井県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第 5条 本会議所は、この会議所の事業に賛同する団体又は個人であって、次条の規定によりこの会議所の会員となった者をもって構成する。

2 本会議所に次の会員を置く。

- (1) 福井県内において、自動車に関係する者をもって組織する団体（以下、団体会員という。）
- (2) 福井県内に住所、営業所又は事業所を有する個人又は法人で自動車に関係する者及び自動車に関する学識経験者で理事会において推挙した者（以下、個人会員という。）

3 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とす

る。

（会員の資格の取得）

第 6 条 本会議所の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 団体会員は、その代表者を定め会長に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

（入会金及び会費）

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

（任意退会）

第 8 条 会員は、事前に退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）本会議所の名誉を汚し又は信用を失うような行為があったとき

（2）この定款又は総会の決議を無視する行為があったとき

（資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）会費を2年以上滞納したとき

（2）総会員が同意したとき

（3）当該会員が破産したとき

（4）本会議所が解散したとき

（権利の喪失）

第11条 会員が退会したとき、除名されたとき又はその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他この会議所の資産に対して何等の請求をすることができない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

（1）会員の除名

（2）理事及び監事の選任又は解任

（3）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は他の出席会員に委任して議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により議決権を行使する場合、第18条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- (4) その他法令で定められた事項

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち会長1名、副会長2名以内、専務理事1名とする。

3 前項の会長、副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会において、団体会員の代表者及び個人会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、会員以外から理事1名以内、監事1名以内を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会議所を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会議所の会務を掌理し、会長及び副会長とともに事故あるときは、その職務を代行する。

5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、この定款第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）役員としてふさわしくない非行があったとき

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

（役員の報酬）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、理事会の議決を得て会長が定める額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第28条 本会議所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）

第29条 本会議所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

（1）会長の諮問に応じ、意見を述べること

（2）会議に出席して、意見を述べること

3 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

（構成）

第30条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

（1） 本会議所の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

4 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から、会議の目的、事由を示して請求があったとき
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条の規定により、監事が招集したとき

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、監事の請求に基づく臨時理事会を開催した場合は、出席全員のうちから議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
 - (4) その他法令で定められた事項
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

(専門委員会)

第36条 会長は、本会議所の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会議所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会議所の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、本会議所の事務局に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第39条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）正味財産増減計算書
- （5）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を本会議所事務局に、5年間備え置くものとする。

- （1）監査報告
- （2）定款
- （3）会員名簿
- （4）その他必要な帳簿及び書類

（資産の構成及び管理）

第40条 本会議所の資産は、会費、入会金及びその他収入からなるものとする。

2 本会議所の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

（経費の支弁等）

第41条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

（剰余金）

第42条 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、総会において総会員の議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した会員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第45条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総会員の議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した会員の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号

に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

(事務局)

第46条 本会議所に、事務局を置き職員を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会議所の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は、以下の2名とする。

- ・中川 勇次 〔福井県自動車販売店協会 会長〕
- ・浮田 啓三 〔社団法人福井県自動車整備振興会 会長〕

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. 平成29年6月6日 定款を一部変更し同日から施行する。

5. 令和3年6月11日 定款を一部変更し同日から施行する。

6. 令和7年6月9日 定款を一部変更し同日から施行する。